

奈良市議案第33号

奈良市防災会議条例の一部改正について

奈良市防災会議条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市防災会議条例（抄）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもつて組織する。

奈良市国民保護協議会条例の一部改正について

奈良市国民保護協議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

奈良市国民保護協議会条例（平成18年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市国民保護協議会条例（抄）

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

奈良市立図書館協議会条例の一部改正について

奈良市立図書館協議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立図書館協議会条例の一部を改正する条例

奈良市立図書館協議会条例（平成21年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

奈良市情報公開条例の一部改正について

奈良市情報公開条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

第5条に次の3項を加える。

- 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があつたと認めるときは、当該請求を拒否することができる。
- 4 実施機関は、第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を別に定めるものとする。

第6条第1項中「前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）」を「開示請求」に改める。

第11条第2項中「前条」を「第5条第3項又は前条」に改め、同条第3項中「理由を」の次に「具体的に」を加える。

附則第4項、第5項及び第7項各号中「（議会を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政文書の開示請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示請求について

は、なお従前の例による。

(参考)

奈良市情報公開条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにして請求しなければならない。

第11条 (開示請求に対する措置)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるとときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

附 則

4 附則第2項の規定にかかわらず、月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村情報公開条例（平成13年月ヶ瀬村条例第10号）に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

5 附則第2項の規定にかかわらず、編入日前に都祁村情報公開条例（平成15年都祁村条例第24号）に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成16年4月1日以後に作成し、又は取得したものを、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

7 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げるものについて行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

- (1) 編入日前に月ヶ瀬村情報公開条例に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が平成10年4月1日前に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの
- (2) 編入日前に都祁村情報公開条例に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が平成16年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書で、その検索に必要な目録の整備が終了しているもの

奈良市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の制定について

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確

保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることができることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期を定めた採用の公正の確保)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 任命権者は、任期を定めた採用の公正を確保するために特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聞くものとする。

(任期の更新)

第4条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期

付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) には、次の給料表を適用する。

号給	給 料 月 額
	円
1	375, 000
2	424, 000
3	477, 000
4	541, 000
5	617, 000
6	721, 000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第11条から第15条まで、第16条の3、第17条から第19条まで、第22条及び第25条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 年奈良市条例第 号）第5条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)

第7条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、予算の範囲内で特定任期付企業職員業績手当を支給することができる。

- 2 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条の2から第5条まで、第5条の3、第8条から第9条の2まで及び第12条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。
- 3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第10条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成年奈良市条例第号）第7条第1項の特定任期付企業職員業績手当」と、企業職員給与条例第10条の2中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは「管理者が指定する職を占める職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（教員である任期付職員の給与の特例）

第8条 第2条各項の規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。以下この条において同じ。）については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年1月奈良県条例第24号）により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。この場合において、幼稚園の教員の給与については小学校の教員の給与の例によるものとし、幼稚園の教員に対する義務教育等教員特別手当は市長が規則で定めるところにより支給し、特殊勤務手当は支給しない。

（その他）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（給料月額の特例）

- 2 平成26年3月31日までの間、特定任期付職員（特定任期付企業職員を除く。）の給料月額は、第5条第1項の表（以下この項において「給料表」という。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から当該各号に定める額

を減じた額とする。ただし、給与条例第16条第2項から第4項まで並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。

- (1) 給料表の号給が1号給の職員 給料表の額の100分の3.5に相当する額
- (2) 給料表の号給が2号給及び3号給の職員 給料表の額の100分の4に相当する額
- (3) 給料表の号給が4号給から6号給までの職員 給料表の額の100分の5に相当する額

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条及び第7条第3項の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額と、第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の20

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第5条」を削る。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部

を次のように改正する。

附則第4項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第6条」を削る。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成15年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「、第5条」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

附 則

- 6 平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抄）

附 則

(給料月額の特例)

- 5 平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第5条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（抄）

附 則

(給料月額の特例)

- 4 平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

附 則

(給料月額の特例)

- 5 平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第5条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「13,460円」を「55,000円」に改める。

附則第17項中「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「、第16条第2項及び第3項」を「、第16条第2項から第4項まで」に、「、第24条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）並びに第25条第3項」を「並びに次項第2号」に改め、「（次項に規定する特定職員について第16条第2項及び第3項、第20条、第24条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）並びに第25条第3項の規定を適用する場合においては、次項第1号の規定により計算した額）」を削り、同項第2号中「及び7級の職員並びに職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの」を「の職員」に、「100分の3」を「100分の3.5」に改め、同項第3号中「100分の4」を「100分の5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 紙料表の額の100分の4に相当する額

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

第42条

2 非常勤の職員の通勤手当の額は、月額にあつては13,460円を、日額にあつては680円をそれぞれ超えない範囲内において、市長が規則で定める。

附 則

17 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額（次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号。以下この項において「改正条例」という。）附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項及び第3項、第20条、第22条第2項、第24条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）並びに第25条第3項並びに奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額（次項に規定する特定職員について第16条第2項及び第3項、第20条、第24条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）並びに第25条第3項の規定を適用する場合においては、次項第1号の規定により計算した額）とする。

(2) 職務の級が6級及び7級の職員並びに職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 給料表の額の100分の3に相当する額

(3) 職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が9級及び10級の職員 給料表の額の100分の4に相当する額

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「250円」を「125円」に改める。

第9条第2項中「540円」を「270円」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「1,000円」を「500円」に改める。

第12条第2項中「1,500円」を「750円」に改める。

第13条第2項中「500円」を「250円」に改める。

第14条第2項中「800円」を「400円」に改める。

第20条第2項中「3,500円」を「1,750円」に、「5,250円」を「2,625円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

第8条 (清掃勤務手当)

2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。

第9条 (し尿処理作業手当)

2 前項の手当の額は、日額540円を超えない範囲内において規則で定める。

第10条 (美化清掃業務手当)

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

第11条 (廃棄物等処理作業手当)

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

第12条 (大型ごみ業務手当)

2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める。

第13条 (廃棄物等現場指導業務手当)

2 前項の手当の額は、日額500円を超えない範囲内において規則で定める。

第14条 (動物死体収集作業手当)

2 前項の手当の額は、日額800円を超えない範囲内において規則で定める。

第20条 (過重作業手当)

2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては3,500円を、勤務1回につきで定めるものについては5,250円を超えない範囲内において規則で定める。

奈良市民憩いの森整備事業基金条例の廃止について

奈良市民憩いの森整備事業基金条例を次のように廃止しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市民憩いの森整備事業基金条例を廃止する条例

奈良市民憩いの森整備事業基金条例（平成13年奈良市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月3日から施行する。

(参考)

奈良市民憩いの森整備事業基金条例（抄）

(設置)

第1条 本市芝辻町及び中ノ川町地内における市所有地の有効な土地利用を図り、豊かな自然に恵まれた環境の中で、多くの市民が憩える施設を整備することを目的とする市民憩いの森整備事業の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市民憩いの森整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市民憩いの森整備事業に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第79項中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。」の次に「、浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を、「基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同表第115項中「8,500円」を「9,400円」に改め、同表第132項中「5,500円」を「6,100円」に改め、同表第138の2項中

「理化学 検査	無機及び感覚項目分析	1項目につき 4,200円
	金属項目分析	1項目につき 4,200円
	有機塩素化合物分析	1項目につき26,500円。 ただし、同一検体で1 項目増すごとに3,500 円を加算する。
	水質管理目標 設定項目	1項目につき 4,200円
		を

項目分析	有機化合物	1項目につき 10,400円
	残留塩素	1項目につき 1,100円
	農薬項目分析	1項目につき36,400円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。

水質管理目標 設定項目分析	無機及び感覚項目分析	1項目につき 4,200円
	金属項目分析	1項目につき 4,200円
	有機塩素化合物分析	1項目につき26,500円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに3,500円を加算する。
	無機及び感覚項目並びに金属項目	1項目につき 4,200円
	有機化合物	1項目につき 10,400円
農薬項目分析	残留塩素	1項目につき 1,100円
	農薬項目分析	1項目につき36,400円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。

に、

「

細菌検査	一般細菌	1項目につき 1,600円
	レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円
	腸管出血性大腸菌 O157	1項目につき 8,000円

」

を

「

一般細菌	1項目につき 1,600円
レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円
腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,000円

」

に、

「

理化学検査	濁度	1項目につき 1,100円
	色度	1項目につき 1,100円
	水素イオン濃度	1項目につき 1,100円
	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
細菌検査	大腸菌群	1項目につき 1,600円
	レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円

」

を

「

濁度	1項目につき 1,100円
色度	1項目につき 1,100円
水素イオン濃度	1項目につき 1,100円

」

に、

過マンgan酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
大腸菌群	1項目につき 1,600円
レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円

規格検査	乳及び乳製品	1件につき 5,700円
	その他	市長が定める額

規格検査	乳及び乳製品	1件につき 5,700円
	その他	市長が定める額
食品中の農薬分析検査	定量分析	1項目につき34,000円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに5,500円を加算する。

を

に改め、同表中第148項

を第159項とし、第147項の次に次のように加える。

148	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定又は同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
149	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円

150	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
151	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
152	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
153	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
154	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	1件につき 30,000円
155	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	介護保険法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
156	介護老人保健施設開設許可手数料	介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 63,000円
157	介護老人保健施設変更許可手数料	介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき 33,000円

158	介護老人保健施設開設許可更新手数料	介護保険法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 24,000円
-----	-------------------	--	------------------

別表備考に次の2項を加える。

1 2 第148項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定申請手数料については、2以上の居宅サービス又は介護予防サービスに係る指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサービスに係る申請は、1件とする。

1 3 前項の規定は、第149項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料、第150項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料及び第151項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第115項及び第132項の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市手数料条例（抄）

別表（第2条関係）

番号	名 称	事 务		金 領
79	貯蔵所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
		消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
115	興行場営業許可申請手数料	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
			仮設又は臨時の興行場の場合	1件につき 8,500円
132	飲食店営業等許可申請手数料	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第35条第1号に規定する飲食店営業の場合	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業の場合	1件につき 17,600円（許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許

						可を受けようとする場合（以下この項において「継続の場合」という。）については 14,900円、露店形態の営業である場合については 5,500円）
					食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業の場合	1 件につき 10,600円（継続の場合については8,800円、露店形態の営業である場合については5,500円）
					食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業の場合	1 件につき 15,400円（継続の場合については13,100円、露店形態の営業である場合については5,500円）
138 の2	衛生検査手数料	水質検査	飲料水検査	理化学検査	無機及び感覚項目分析	1 項目につき 4,200円
					金属項目分析	1 項目につき 4,200円
					有機塩素化合物分析	1 項目につき 26,500円。ただし、同一検体で 1 項目増すごとに3,500円を加算する。
				水質管理目標設定項目分析	無機及び感覚項目並びに金属項目	1 項目につき 4,200円
					有機化合物	1 項目につき 10,400円
					残留塩素	1 項目につき 1,100円

			農薬項目分析	1項目につき 36,400円。ただし、同一検体で 1項目増すごとに5,900円を加算する。
プール 水検査	細菌 検査	一般細菌	1項目につき 1,600円	
		レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円	
		腸管出血性大腸菌 O157	1項目につき 8,000円	
浴槽水 等検査	理化 学検 査	濁度	1項目につき 1,100円	
		色度	1項目につき 1,100円	
		水素イオン濃度	1項目につき 1,100円	
	細菌 検査	過マンガン酸カリ ウム消費量	1項目につき 4,200円	
		大腸菌群	1項目につき 1,600円	
		レジオネラ属菌	1項目につき 7,000円	
食品検 査	規格検査	乳及び乳製品	1件につき 5,700円	
		その他	市長が定める額	

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第104条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

第148条第1項及び第156条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第23条第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第28条の6第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則第28条の8の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第28条の9 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の規定の適用については、「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に500円を加算した額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第148条第1項の改正規定、第156条第1項の改正規定及び附則第5条の規定
公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第3条の2第1項の改正規定、附則第9条の改正規定、次条の規定及び附則第3条の規定 平成25年1月1日
- (3) 第104条の改正規定、附則第23条第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年4月1日

(奈良市行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例第3条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第48条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例（附則第1条第1号に掲げる規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市税条例（抄）

(奈良市行政手続条例の適用除外)

第3条の2 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(たばこ税の税率)

第104条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円とする。

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第148条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第156条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

附 則

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第49条及び第50条の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第55条及び第59条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第50条」とあるのは、「第50条並びに附則第9条第1項」とする。

第10条の2 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損

失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(たばこ税の税率の特例)

第23条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第104条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

(東日本大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特例)

第28条の6 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

奈良市子ども発達センター条例の一部改正について

奈良市子ども発達センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。以下「発達支援サービス」という。）に関する事業

第4条中「児童デイサービスを」を「発達支援サービスを」に改め、同条第1号中「障害者自立支援法第19条第1項」を「法第21条の5の5第1項」に、「支給決定（児童デイサービス」を「通所給付決定（発達支援サービス」に改める。

第5条第1項及び第6条第3号中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に改める。

第10条第1項中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に、「障害者自立支援法第29条第4項に定める額」を「法第21条の5の3第2項第2号に定める額又は法第21条の5の4第2項に規定する政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に定める額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市子ども発達センター条例（抄）

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）に関する事業
(利用者)

第4条 センターにおいて児童デイサービスを利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定（児童デイサービスに係るものに限る。）の対象となった小学校就学の始期に達するまでの者
(利用承認)

第5条 児童デイサービスを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

(利用の取消し)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

- (3) その他児童デイサービスを利用させることが適当でないと認めたとき。
(利用料金)

第10条 児童デイサービスの利用料金は、障害者自立支援法第29条第4項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（抄）

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する事業を実施するため、本市に放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）を設置する。

奈良市人権文化センター条例の一部改正について

奈良市人権文化センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例

奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市北人権文化センター	奈良市川上町418番地の1
奈良市中人権文化センター	奈良市畠中町4番地の4
奈良市東人権文化センター	奈良市古市町1, 226番地
奈良市南人権文化センター	奈良市杏町401番地の1

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市人権文化センター条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市鼓阪人権文化センター	奈良市川上町 418 番地の 1
奈良市佐保人権文化センター	奈良市畠中町 4 番地の 4
奈良市古市人権文化センター	奈良市古市町 1, 226 番地
奈良市杏人権文化センター	奈良市杏町 401 番地の 1

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表奈良市立休日夜間応急診療所の部休日（土曜日に当たる日を除く。）

の項中「午後1時」を「午前10時」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市立応急診療所条例（抄）

(診療時間)

第4条 応急診療所の診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は土曜日及び休日以外の日であつても診療を行うことができる。

応急診療所名	診療区分	診療時間
奈良市立休日夜間応急診療所	休日（土曜日に当たる日を除く。）	午後1時から 午後7時まで

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部改正について

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成13年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（抄）

（登録の拒否）

第5条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

奈良市屋外広告物条例の一部改正について

奈良市屋外広告物条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）」を加える。

第26条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市屋外広告物条例（抄）

(登録の申請)

第26条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、法定代理人の氏名及び住所

(登録の拒否)

第26条の4 市長は、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は第26条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「50万円」を「51万円」に改める。

第12条の6の10中「13万円」を「14万円」に改める。

第12条の12中「10万円」を「12万円」に改める。

第16条第1項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「50万円」を「51万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市国民健康保険条例（抄）

(基礎賦課限度額)

第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、50万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、13万円を超えることができない。

(介護納付金賦課限度額)

第12条の12 第12条の8の賦課額は、10万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円）とする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の3又は第12条の6の6」と、「50万円」とあるのは「13万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「50万円」とあるのは「10万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「21,200円」を「25,400円」に改め、同条第3号中「32,900円」を「39,500円」に改め、同条第4号中「47,100円」を「56,500円」に改め、同条第5号イ中「54,100円」を「64,900円」に改め、同条第6号イ中「58,800円」を「70,600円」に改め、同条第7号イ中「70,600円」を「84,700円」に改め、同条第8号イ中「82,300円」を「98,800円」に改め、同条第9号中「94,100円」を「112,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず

ず、50, 800円とする。

(参考)

奈良市介護保険条例（抄）

(保険料率)

第4条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 21,200円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 21,200円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 32,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 47,100円

(5) 次のいずれかに該当する者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。） 54,100円

(6) 次のいずれかに該当する者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。） 58,800円

(7) 次のいずれかに該当する者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。） 70,600円

(8) 次のいずれかに該当する者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。） 82,300円

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 94,100円

奈良市環境基本条例の一部改正について

奈良市環境基本条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市環境基本条例の一部を改正する条例

奈良市環境基本条例（平成11年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

市は、地球環境の保全に資する施策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づいた地球温暖化対策地域実行計画の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市環境基本条例（抄）

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するため、アイドリング・ストップに関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

奈良市暴力団排除条例の制定について

奈良市暴力団排除条例を次のように制定しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (8) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行

う団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市内の事業活動又は市民の生活に不当な影響を与える存在であることを市、市民及び事業者が認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関等及び奈良県（以下「県」という。）が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民、事業者、関係機関等及び県と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）において暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、全ての市の事務及び事業（次項及び第3項において「市の事務等」という。）において暴力団を利すこととならないよう、暴力団等を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市の事務等に関する契約の相手方（次項及び第4項において「契約の相手方」という。）は、下請契約その他の当該契約に関連する契約（次項において「下請契約等」という。）の相手方（次項において「下請契約等の相手方」という。）から暴力団等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。

3 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市へ報告するとともに、警察又は関係機関等への通報その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の事務等に関する契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な要求

行為（次号において「不当要求行為」という。）を受けたとき。

（2）下請契約等の相手方が下請契約等に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたことを知ったとき。

4 市は、契約の相手方が前2項に規定する暴力団等を排除するための措置を講じない場合は、市が実施する入札に当該契約の相手方を参加させない等の必要な措置を講ずることができるものとする。

（市の公の施設における措置）

第7条 市長及び教育委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次項において「市長等」という。）は、同法第244条第1項の規定により市が設置した公の施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該使用等の承認又は許可（次項において「承認等」という。）をしないことができる。

2 市長等は、使用等の承認等をした後において、当該使用等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該使用等の承認等を取り消し、使用等を制限し、又は使用等の停止を命ずることができる。この場合において、当該使用等の承認等を受けた者に損害が生ずることがあっても、市長等は、その賠償の責めを負わない。

（広報及び啓発）

第8条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより暴力団の排除の気運が醸成されるよう、関係機関等及び県と連携を図りながら、広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育的措置）

第9条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び高等学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、県が講ずる措置との整合を図りながら、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（暴力団の威力の利用の禁止）

第10条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員等の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方への威圧その他の暴力団の

威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

奈良市議案第 55 号

奈良市シルクロード博記念館条例の廃止について

奈良市シルクロード博記念館条例を次のように廃止しようとする。

平成 24 年 3 月 7 日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市シルクロード博記念館条例を廃止する条例

奈良市シルクロード博記念館条例（昭和 63 年奈良市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

奈良市シルクロード博記念館条例（抄）

(目的及び設置)

第1条 なら・シルクロード博を記念し、市民の文化の向上を図るため、本市にシルクロード博記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	奈良市シルクロード博記念館
位 置	奈良市二条大路南三丁目 5 番 15 号

(事業)

第3条 記念館においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 奈良の歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

(行為の禁止)

第4条 記念館に入館する者（以下「入館者」という。）は、記念館内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (3) 施設、設備、展示品等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (4) 広告若しくはこれに類する張り紙等をし、又は配布すること。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めること。

(入館の禁止等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) その他管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第6条 入館者が記念館の施設、設備、展示品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認

めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

奈良市温泉施設条例の一部改正について

奈良市温泉施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表都祁温泉フィットネスバードの項を削る。

第3条の2の見出し中「月ヶ瀬温泉」を「温泉施設」に改め、同条第1項中「梅の郷月ヶ瀬温泉（以下「月ヶ瀬温泉」という。）」を「温泉施設」に改める。

第3条の3を削る。

第5条第2項中「月ヶ瀬温泉にあっては別表第1、フィットネスバードにあっては別表第2」を「別表」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市温泉施設条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
都祁温泉フィットネスバード	奈良市針町 361 番地

(月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日)

第3条の2 梅の郷月ヶ瀬温泉（以下「月ヶ瀬温泉」という。）の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

(フィットネスバードの開場時間及び休場日)

第3条の3 都祁温泉フィットネスバード（以下「フィットネスバード」という。）の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

(1) 開場時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、入場は、午後8時30分までとする。

(2) 休場日

ア 1月から4月まで及び6月から10月までの末日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）

イ 5月及び11月の末日に最も近い連続する2日間で、そのいずれもが土曜日又は日曜日に当たらない日

ウ 12月31日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間若しくは入場時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは臨時に休場し、若しくは開場することができる。

第5条 (温泉施設の利用料金)

2 利用料金は、月ヶ瀬温泉にあっては別表第1、フィットネスバードにあっては別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(利用の資格)

第6条 フィットネスバードのトレーニング室を利用できる者は、15歳以上の者（中学校の生徒又はこれに準ずる者を除く。以下同じ。）で別表第2に規定する年会費を支払

ったもの（以下「会員」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、フィットネスバードのトレーニング室は、会員の利用に支障のない限りにおいて、温泉及びプールを利用する15歳以上の者に体験利用させることができる。

（会員権の譲渡等の禁止）

第7条 会員は、当該会員としての権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

別表第2（第5条・第6条関係）

都祁温泉フィットネスバード利用料金

区分		利用料金	
温泉、プール及びトレーニング室	会員	1回につき	300円
	会員以外（体験利用）	1回につき	2,350円
温泉及びプール	会員以外	一般	1回につき 1,250円
		その他	1回につき 800円
温泉	会員以外	一般	1回につき 700円
		その他	1回につき 400円
年会費	個人利用		1年につき 20,000円
	家族利用		1年につき 30,000円
	法人利用		法人向け施設利用券250枚につき 200,000円

備考

- 1 「その他」とは次に掲げる者をいい、「一般」とは「その他」及び4歳未満の者以外の者をいう。
 - (1) 市内に住所を有する65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (3) 4歳以上12歳未満の者
- 2 「家族利用」とは、世帯単位でフィットネスバードを利用する場合をいう。
- 3 法人向け施設利用券の有効期間は、1年とする。
- 4 「温泉、プール及びトレーニング室」の項の「会員以外（体験利用）」及び「温泉及びプール」の項の「一般」については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額が1,000円以上の場合は、入湯税相当額を加算する。

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例を次のように廃止しようとする。

平成 24 年 3 月 7 日提出

奈良市長 仲川元庸

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（昭和 63 年奈良市条例第 21 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） JR奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例 (抄)

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分方法（第7条・第8条）
- 第4章 土地区画整理事業審議会（第9条—第16条）
- 第5章 地積の決定の方法（第17条・第18条）
- 第6章 評価（第19条—第21条）
- 第7章 清算（第22条—第27条）
- 第8章 雜則（第28条—第34条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により、奈良市（以下「施行者」という。）が施行するJR奈良駅周辺の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅周辺土地区画整理事業という。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

奈良市三条本町、三条宮前町、三条大宮町、大宮町一丁目及び大宮町二丁目の各一部
(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。
(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、奈良市二条大路南一丁目1番1号奈良市役所内に置く。

2 事業の施行について市長が必要と認める場合は、前項の事務所のほか、施行地区内に

従たる事務所を置くことができる。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、次の各号に定めるものを除き、奈良市が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第120条の規定による公共施設管理者負担金
- (3) 法第121条の規定による国庫補助金
- (4) その他負担金及び寄附金等

第3章 保留地の処分方法

(保留地の処分)

第7条 保留地の処分は、一般競争入札、指名競争入札又は抽せんによるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、随意契約により処分することができる。
- (1) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
 - (2) 抽せんの申込者がないとき。
 - (3) 落札者又は抽せんの当せん者が契約を締結しないとき。
 - (4) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
 - (5) その他特に市長が必要と認めるとき。

(保留地の処分価格)

第8条 保留地は、市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定めた予定価格を下らない価格をもつて処分するものとする。

- 2 市長は、経済的変動その他の事由により必要があると認めるときは、評価員の意見を聞いて、前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。

第4章 土地区画整理審議会

(地区画整理審議会の設置)

第9条 事業を施行するため、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅周辺地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

- 2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が事業について学識経験を有する者から選任する委員の定数は、2人とする。
- 3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地

の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第4項の規定により市長が別に公告する。

（委員の任期）

第11条 委員の任期は5年とする。

2 前条第1項に規定する定数に異動を生じたため、新たに選挙又は選任された委員の任期は、既に選挙又は選任されている委員の任期満了の日までとする。

（立候補制）

第12条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

2 令第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があつた日から10日以内に、立候補届を市長に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出してその選挙人を候補者とすることができます。

（予備委員）

第13条 審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となつた者にその旨を通知するとともに令第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。

5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があつた日において、予備委員としての地位を取得するものとする。

6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となつた者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があつた者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

7 法第58条の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、委員に補充すべき順位に従い、順次予備委員をもつて補充するものとする。

(当選人又は予備委員となるのに必要な得票数)

第14条 選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。
(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員が、それぞれ定数の3分の1を超えるに至つた場合において補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第16条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、市長は速やかに補欠の委員を選任する。

第5章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第17条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、施行者が実測した地積とする。ただし、宅地各筆の所有者間において境界を明示できない宅地については、登記簿上の地積とする。

2 施行者は、前項ただし書の規定により基準地積を定めた場合において、境界明示できない相隣接する宅地各筆の基準地積を合計した地積と、その宅地各筆の全区域を実測した地積との間に差異があるときは、その差異に係る地積をその宅地各筆の基準地積に案分して、基準地積を更正しなければならない。

3 基準地積は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在における登記簿の各筆ごとに決定する。

4 施行日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に案分した地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が連署した書面をもつてこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で案分した地積とすることができる。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第18条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記のしてある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があつたときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもつてその権利の基準地積とする。

第6章 評価

(評価員の定数)

第19条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(宅地の評価)

第20条 従前の宅地及び換地の価額は、市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

(権利の評価)

第21条 所有権以外の権利（地役権を除く。以下同じ。）の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価格の割合は、市長が前条の価額、賃貸料、位置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第22条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第23条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第24条 市長は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第25条 市長は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が5万円以上である場合は、それぞれ別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日

の翌日から付するものとする。

- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以後の毎回の納付期限又は交付期限は前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月目又は1年目を経過した日とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。この場合において、利子は毎回均等とする。
- 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、市長は毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。
- 6 清算金を分納する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、市長が必要と認めたときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 8 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 9 清算金を分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。

（延滞金）

第26条 第24条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合において、当該督促に係る清算金の額（以下この条において「督促額」という。）が100円以上であるときは、延滞金を徴収する。

- 2 延滞金の額は、督促状において指定した納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。
- 3 前項の延滞金の額が10円未満である場合においては、これを徴収しないものとする。

（仮清算への準用）

第27条 第22条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は

交付するものと市長が定めた場合に準用する。

第8章 雜則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第28条 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

(代理人の指定)

第29条 施行地区内の宅地について権利を有する者で奈良市に住所を有しないものは、事業施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、奈良市に住所を有する者のうちから代理人を指定することができる。

2 前項の規定により代理人を指定したとき、又はその代理人を変更し若しくは取り消したときは、直ちに施行者に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出（取消し届出を除く。）があつたときは、施行者は、本人に対する通知又は送達は、当該代理人に対して行うものとし、その行為は、本人に対して行つたものとみなす。

4 代理人の指定を変更し、又は取り消した場合においても第2項の届出がない限り、その変更又は取消しをもつて施行者に対抗することができない。

第30条 削除

(権利の異動の届出)

第31条 施行日後において宅地又は建築物等について権利の異動が生じたときは、当事者双方連署して、遅滞なく施行者に届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができる。

(換地処分の時期の特例)

第32条 施行者は、公共施設に関する工事が完了していない場合においても、必要があると認めるときは、法第103条第2項の規定により換地処分を行うことができる。

(仮換地に指定されない土地の管理)

第33条 法第100条の2の規定に該当する土地の管理については、事業の施行により道路となる土地にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第32条から第41条まで及び第71条第1項又は第2項並びに奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11

号) の規定を、公園となる土地にあつては都市公園法(昭和31年法律第79号) 第6条から第12条まで及び奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)の規定を準用する。
(委任)

第34条 この条例に定めるものほか、事業の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) J R 奈良駅周辺土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表 (第25条関係)

徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割の回数
5万円以上 10万円未満	1年以内	3
10万円以上 15万円未満	2年以内	5
15万円以上 20万円未満	3年以内	7
20万円以上 30万円未満	4年以内	9
30万円以上	5年以内	11

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（利用料金の額）

第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。

（1）一般診療（次号及び第3号並びに別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。以下この号において同じ。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に100分の105を乗じて得た額

（2）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける診療については、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知）により算定した額

（3）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける診療については、第1号により算定した額に100分の150を乗じて得た額

（4）前各号に規定する利用料金以外の利用料金については、別表第1から別表第3までに規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

2 市長は、指定管理者に前項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるもの

とする。

(利用料金の納付)

第12条 利用料金（別表第2に掲げる利用料金を除く。以下この項において同じ。）は、その都度納付しなければならない。ただし、入院に係る利用料金にあっては、各月分の利用料金を定められた期日（月の中途で退院するときは、退院の日）までに納付しなければならない。

2 別表第2に掲げる利用料金は、出庫の際納付しなければならない。ただし、入院患者の付添者は、当該利用料金を前納しなければならない。

(利用料金の減免又は徴収の猶予)

第13条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の3表を加える。

別表第1（第11条関係）

種 別	単 位	金 額
初診時療養費	1回につき	787円
入院療養費	1日につき	1,460円
妊婦検診基本料	初 診	1回につき 5,397円
	再 診	1回につき 2,790円
乳房マッサージ料	初 診	1回につき 4,987円
	再 診	1回につき 2,380円
分べん料	時間内	産児1人につき 90,000円
	時間外	産児1人につき 100,000円
	深 夜	産児1人につき 110,000円
	産科医 療補償 制度負	産科医療補償制度に係 る掛金の額に相当する 額

		担金		
新生児室料		1日につき	1,650円	
新生児に係る整形回診		1回につき	3,220円	
新生児に係る小児科回診		1回につき	1,120円	
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算		1回につき	1,300円	
健康診断料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額	
予防接種料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額	
入院特別室利用料	助産の場合	特別室 (A)	1日につき	10,000円
		特別室 (B)	1日につき	5,000円
		特別室 (C)	1日につき	3,000円
	その他の場合	特別室 (A)	1日につき	10,500円
		特別室 (B)	1日につき	5,250円
		特別室 (C)	1日につき	3,150円
その他		その都度市長が定める額		

備考

- 1 入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。
- 2 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日の午前8時30分から午後5時（土曜日は午後零時30分）までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。

3 分べん料の項の「産科医療補償制度」とは、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度（分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となつた者に補償金を支払う制度をいう。）をいう。

別表第2（第11条、第12条関係）

区分	駐車時間	金額（1台につき）
患者、患者の送迎者及び手術立会者	5時間以内の場合	無料
	5時間を超える場合	5時間を超える時間 1時間までごとにつき100円
入院患者の付添者	1日	200円
その他の利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	1時間を超える時間 1時間までごとにつき100円

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書	1通につき	1,575円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,250円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,200円
年金受給関係診断書	1通につき	4,200円
生命保険関係診断書又は明細書	1通につき	5,250円
出生証明書	1通につき	3,150円
死亡診断書	1通につき	3,150円
健康診断書	1通につき	3,150円
診療費支払証明書	1通につき	1,050円
入院証明書	1通につき	2,100円
一般診断書	様式持参の場合	3,150円
	その他の場合	2,100円
診察券再発行	1件につき	105円
その他	その都度市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(市立奈良病院使用料及び手数料条例の廃止)
- 2 市立奈良病院使用料及び手数料条例（平成16年奈良市条例第42号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例第11条から第14条まで及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(参考)

市立奈良病院使用料及び手数料条例（抄）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、市立奈良病院の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の額)

第2条 市立奈良病院で徴収する使用料の額は、次に定めるところによる。

- (1) 一般診療（次号から第4号までに掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に100分の105を乗じて得た額
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける診療については、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知）により算定した額
- (3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける診療については、第1号により算定した額に100分の150を乗じて得た額
- (4) 別表第1の左欄に掲げる診療、検診等については、同表の右欄に掲げる額
- (5) 駐車場については、別表第2に掲げる額

2 市立奈良病院で徴収する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(納付)

第3条 使用料等（駐車場の使用料を除く。以下この条において同じ。）は、その都度納付しなければならない。ただし、入院に係る使用料等にあっては、各月分の使用料等を定められた期日（月の中途中で退院するときは、退院の日）までに納付しなければならない。

2 駐車場の使用料は、出庫の際納付しなければならない。ただし、入院患者の付添者は、当該使用料を前納しなければならない。

(使用料等の減免又は徴収の猶予)

第4条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(還付)

第5条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種 别	単 位	金 額
初診時療養費	1回につき	787円
入院療養費	1日につき	1,460円
妊婦検診基本料	初 診	5,397円
	再 診	2,790円
乳房マッサージ料	初 診	4,987円
	再 診	2,380円
分べん料	時 間 内	産児1人につき 90,000円
	時 間 外	産児1人につき 100,000円
	深 夜	産児1人につき 110,000円
	産科医療 補償制度 負担金	産科医療補償制度 に係る掛金の額に 相当する額
新生児室料	1日につき	1,650円
新生児に係る整形回診	1回につき	3,220円
新生児に係る小児科回診	1回につき	1,120円
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算	1回につき	1,300円
健康診断料	1回につき	実費を勘案して市 長が定める額
予防接種料	1回につき	実費を勘案して市 長が定める額

入院特別室使用料	助産の場合	特別室 (A)	1日につき	10,000円			
		特別室 (B)	1日につき	5,000円			
		特別室 (C)	1日につき	3,000円			
	その他の場合	特別室 (A)	1日につき	10,500円			
		特別室 (B)	1日につき	5,250円			
		特別室 (C)	1日につき	3,150円			
	その他	その都度市長が定める額					
	備考						
	<p>1 入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。</p> <p>2 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日の午前8時30分から午後5時（土曜日は午後零時30分）までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。</p> <p>3 分べん料の項の「産科医療補償制度」とは、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度（分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度をいう。）をいう。</p>						

別表第2 (第2条関係)

区分	駐車時間	金額(1台につき)
患者、患者の送迎者及び手術立会者	5時間以内の場合	無料
	5時間を超える場合	5時間を超える時間1時間までごとにつき100円
入院患者の付添者	1日	200円
その他の利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	1時間を超える時間1時間

	までごとにつき 100 円
--	---------------

別表第3 (第2条関係)

種 別	単 位	金 額	
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書	1通につき	1,575 円	
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1通につき	5,250 円	
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1通につき	4,200 円	
年金受給関係診断書	1通につき	4,200 円	
生命保険関係診断書又は明細書	1通につき	5,250 円	
出生証明書	1通につき	3,150 円	
死亡診断書	1通につき	3,150 円	
健康診断書	1通につき	3,150 円	
診療費支払証明書	1通につき	1,050 円	
入院証明書	1通につき	2,100 円	
一般診断書	様式持参の場合	1通につき	3,150 円
	その他の場合	1通につき	2,100 円
診察券再発行	1件につき	105 円	
その他	その都度市長が定める額		